# 死亡届に伴う手続き

次のいずれかの事項に該当する方の死亡は、
別に手続きが必要となりますので、
お手数ですが、担当課にて手続きをしてください。

INASHIKI

| 該当する方 | | 必要となる手続き | 必要書類等 | 詳しいお問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| □ | **印鑑登録**をしていた方 | 印鑑登録証の返却 | 死亡者の印鑑登録証 | 市民窓口課 |
| □ | **住民基本台帳カード・マイナンバーカード・通知カード**をお持ちの方 | 返却義務はありませんが、処分を希望する場合は、返却することもできます | 死亡者の該当するカード | 市民窓口課 |
| □ | **国民健康保険**に加入されていた方 | ①保険証の回収又は訂正<br>②葬祭費の請求 | ①国民健康保険被保険者証、限度額認定証（該当者　のみ）通帳<br>②会葬礼状又は火葬の領収書、喪主の通帳 | 保険年金課 |
| □ | **後期高齢者医療保険**に加入されていた方 | 保険証の返還、葬祭費の請求、還付請求 | 後期高齢者医療保険証、会葬礼状又は葬祭の領収書、喪主の通帳 | 保険年金課 |
| □ | 医療福祉費支給制度（**マル福**）を受けていた方 | 受給者証の返還 | 医療福祉費受給者証 | 保険年金課 |
| □ | **国民年金**を受給されていた方の死亡 | 未支給年金の請求手続きが必要となりますので保険年金課までお問い合わせください | 年金証書、通帳（請求者名義）、戸籍謄本又は抄本等死亡者と請求者の関係がわかるもの、住民票謄本（請求者のマイナンバーで省略可）等 | 保険年金課 |
| □ | **国民年金**加入の方又は過去に加入したことのある方の死亡 | 死亡一時金・遺族基礎年金等の手続きが必要な場合がありますので、保険年金課までお問い合わせください | 年金証書、通帳（請求者名義）、戸籍謄本又は抄本等死亡者と請求者の関係がわかるもの、住民票謄本（請求者のマイナンバーで省略可）等 | 保険年金課 |
| □ | 父親又は母親の死亡により、**母子（父子）世帯**となった場合 | お子様の年齢（18歳になる学年末まで、重度心身障害者の子は20歳に達した後、最初の3月末日まで）と所得により医療福祉費支給制度を受けられる場合がありますので保険年金課までお問い合わせください | 健康保険証、通帳（申請者名義） | 保険年金課 |
| □ | **65歳以上**の方 | 被保険者証の返還、還付請求 | 介護保険被保険者証、代表相続人の通帳 | 高齢福祉課 |
| □ | **要介護認定**を受けている方（64歳以下の方） | 被保険者証の返還 | 介護保険被保険者証 | 高齢福祉課 |
| □ | **児童扶養手当**を受給されている方 | 喪失の手続き | 児童扶養手当証書 | こども支援課 |
| □ | **児童手当**を受給されている方 | 受給者の変更手続き、未支払分の請求手続き | 児童の預金通帳、新たに受給者となる方の個人番号がわかるもの、受給者名義の預金通帳、受給者の健康保険証または年金加入証明書、お子様の個人番号がわかるもの（お子様と受給者が別居している方のみ） | こども支援課 |
| □ | 父親（母親）の死亡により18歳までのお子様を養育している**母子（父子）世帯**となった方 | 児童扶養手当が請求できる場合がありますので、こども支援課までお問い合わせください | 請求者と児童の状況を確認できる戸籍謄本等、遺族年金等のわかるもの | こども支援課 |
| □ | **いばらきKids Clubカード**をお持ちの方 | カード返却届 | いばらきKids Clubカード | こども支援課 |
| □ | お子様が**保育園・幼稚園**に入園されている方の死亡 | 保護者・同敷地内居住親族等の変更 | | 学務管理課 |

裏面もご覧下さい。

こちらもご覧下さい。

| 該当する方 | | 必要となる手続き | 必要書類等 | 詳しいお問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|
| □ | **特別児童扶養手当**を受給されている方 | 受給者の変更又は喪失届 | 特別児童扶養手当証書、印鑑 | 社会福祉課 |
| □ | **障害者手帳**を持っていた方 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証の返還 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証、印鑑 | |
| □ | **障害福祉（障害児福祉）サービス**を利用されている方 | 受給者証の返還 | サービス受給者証 | |
| □ | **難病患者支援費**を受け取っていた方 | 資格喪失届、口座振込依頼書 | 印鑑・相続人の通帳 | |
| □ | 死亡されていた方のお名前で**飼い犬**が登録者してある方 | 飼主のお名前の変更 | | 環境課 |
| □ | **軽自動車**を所有されている方 | 軽自動車の名義変更、廃車等の手続き | 土浦ナンバーの車両は陸運局又は検査協会へ、稲敷市（旧町村）ナンバーは税務課までお問い合わせください。 | （土浦ナンバー）<br>陸運局<br>☎050-5540-2018<br>検査協会<br>☎050-3816-3106<br>（稲敷市ナンバー）<br>税務課 |
| □ | 死亡された方が**農地**を所有されている場合 | 農業委員会にお問い合わせください | | 農業委員会 |
| □ | 死亡された方が、農地中間管理機構を利用した**農地**の貸借契約を結んでいた場合 | 農政課にお問い合わせください | | 農政課 |
| □ | **上・下水道**をご利用の方 | 名義の変更、振替口座の変更、給水装置所有権の変更 | 印鑑<br>（給水装置所有権の変更の手続き） | 水道課<br>（江戸崎甲4615）<br>下水道課<br>（荒沼9-2） |
| □ | **市営住宅**にお住まいの方 | 同居者が死亡した場合は同居者異動手続き<br><br>名義人が死亡した場合は承継入居手続き | 同居者異動の場合は住民票の写し（世帯全員のもの）<br><br>承継入居の場合は戸籍謄本、住民票の写し（世帯全員のもの）、承継入居する家族で収入のある者全員の所得証明書 | 建設課 |

## 相続登記

土地や建物など不動産の相続が発生した場合、相続登記が必要になります。相続登記をしないままにしておくと、様々な問題が発生するおそれがあります。
※なお、令和６年４月１日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から３年以内に相続登記の申請をしないと、１０万円以下の過料に処せられる可能性があります。
詳細は、水戸地方法務局（☎029-227-9922）、水戸地方法務局龍ケ崎支局（☎0297-62-0225）にご相談ください。

◎本庁舎のみ、毎週日曜日午前８時３０分から正午まで住民票・印鑑登録・戸籍関係等の証明書発行を行っています。

稲敷市役所　稲敷市犬塚１５７０番地１　☎０２９－８９２－２０００　(代表)